平成２８年（フ）第２５２号
広島県東広島市八本松飯田４丁目５番26号
債務者　牧本　久枝
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９６号
広島市佐伯区城山２丁目３番７－６号
債務者　松隈　裕太
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
広島県尾道市西土堂町11番３号
債務者　沖野　悠子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３６号
広島県三原市城町１丁目21番13号
債務者　亀田瑠璃子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２３号
愛媛県今治市松本町３丁目５番地５　前原タオルビル602号、前住所愛媛県今治市延喜甲175番地３、前々住所愛媛県今治市高地町１丁目甲2027番地１
債務者　神岡　信一
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１４号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2009番地　城辺東ハイツ101号
債務者　瓜生かおり
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第７７号
福岡県久留米市西町682番地４
債務者　寺光工産こと　寺崎　一茂
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９号
福岡県筑後市大字一条1334番地15　ラフォーレ赤坂107号、前住所福岡県八女市高塚220番地９
債務者　矢ケ部達也
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３２号
兵庫県川西市一庫３丁目38番12号
債務者　松浦　嘉子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
兵庫県伊丹市西野２丁目388番地　アドール西野302号、前住所兵庫県伊丹市西野３丁目52番地２　マルシェ伊丹603号
債務者　吉田　弘子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
広島県呉市安浦町大字女子畑617番地の１５－101
債務者　谷川　和子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第２６号
広島県呉市広中町10番22―202号
債務者　武田　泰明
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第３２号
広島県呉市吉浦神賀町１番７号
債務者　谷本由美子こと　劉　由美子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第３４号
広島県江田島市江田島町宮ノ原１丁目16番27号
債務者　森川　吉也
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第４０号
広島県呉市朝日町12番12―302号
債務者　寺口　久興
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１８６号
熊本市南区近見６丁目４番１―212号　エクシード近見、前住所熊本市北区鶴羽田２丁目13番37号
債務者　藤本　裕二
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係